

国立大学法人愛知教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

2017年 6月20日

学 長 裁 定

国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）における教育及び研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、大部分が国民の貴重な税金を原資とする公的研究費によって支えられている。そのため、その不正使用は社会からの信頼を損なう行為であり、公的研究費の管理については大学の責任において適正に行わなければならない。

本学は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に向けて、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本方針を定める。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
7. 研究者としての自覚を促し、適正な研究活動を行うよう研究倫理教育を実施する。